

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（案）及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針の一部を改正する規程（案）に対する意見公募手続の結果について

令和 7 年 7 月 7 日
経済産業省大臣官房
産業保安・安全グループ
鉱山・火薬類監理官付

「鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（案）及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針の一部を改正する規程（案）」について、令和 7 年 5 月 1 4 日から同年 6 月 1 2 日まで意見公募手続を実施しました。

提出された御意見の概要と御意見に対する考え方については以下のとおりです。

1. 意見公募の実施方法

- ・意見公募期間：令和 7 年 5 月 1 4 日（水）～令和 7 年 6 月 1 2 日（木）
- ・意見公募の掲載媒体：電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載、窓口での配布
- ・意見提出方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送、電子メール

2. 意見公募の対象

- ・鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（案）
- ・鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針の一部を改正する規程（案）

3. 提出意見数

2 件

4. 提出された御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり。

5. お問い合わせ先

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官付 パブリックコメント担当
メールアドレス：bz1-kozan-kantoku@meti.go.jp

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>・高頻度災害を防止するため、保安規程に定めなければいけない内容に「機械又は器具に挟まれる又は巻込まれることによる危害防止」を規定することはよいことです。</p> <p>・当該事項に関し、保安規程を定める手続きについての意見です。</p> <p>附則に「この省令は、公布の日から施行する。」とありますが、保安規程に定めるにあたって、鉱山保安法第19条第3項の規定に基づき、現況調査を実施する必要がありますが、公布日が施行日であると、現況調査を実施する期間を考慮されていないように思われますので、周知期間を設けることを検討していただけますと幸いです。</p>	<p>・本改正についてご賛同いただきありがとうございます。</p> <p>・鉱山保安法施行規則に係る今回改正部分については、鉱山保安法第19条及び同法施行規則第40条第1項第10号の規定に基づき鉱業権者が保安規程に定めなければならない内容として、鉱業権者において既に取り組みされている「その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容」から、「機械又は器具に挟まれること又は巻き込まれることによる危害防止」を例示として抜き出して明示するものであるため、本改正の施行日は、原案どおりとさせていただきます。</p>
2	<p>・「鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針」の改正案</p> <p>第2章1(7)「機械の原動機等の危険を及ぼすおそれのある部分における労働安全衛生規則第101条の規定に基づく覆い等及び身体の一部が巻き込まれる等の危険が生ずるおそれがあるときの同規則第151条の78の規定に基づくコンベヤーの非常停止装置等」について</p> <p>(意見) 弊社では、コンベヤーについては、原動機等の回転部分やベルト等への巻込まれによる危険を防止するため、コンベヤー全体を覆う保安柵を設置している。この場合、後段の「身体の一部が巻き込まれる等の危険が生ずるおそれがあるとき」には該当しないものとして、コンベヤーの非常停止</p>	<p>・鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第3条第1号の規定に基づき、鉱山施設には鉱山労働者の安全を確保するための必要な保安設備が設けられていることが必要です。</p> <p>近年の鉱山における災害等には、覆い等があるにも関わらず、コンベアの清掃時等に接近し、巻き込まれることにより重篤な罹災が生じる事案が発生しております。このため、鉱山労働者に危険が生じるおそれについては、稼働時のみだけでなく、様々な場合を想定し、保安柵のみで鉱山労働者の安全を確保することが可能かどうかなど、鉱山での実状を十分に確認・評価した上で、必要な保安設備の設置をご検討いただくことが必要と考えております。</p> <p>なお、労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づき、「コンベヤの安全基準に関する技術上の指針」が公表されており、</p> <p>1 総則</p> <p>1-3 設置</p>

<p>装置等の設置は不要であると考えてよいか。</p> <p>(理由) 弊社では、各コンベヤーにコンベヤー全体を覆う保安柵を設置しており、コンベヤーの稼働中は、保安柵によって身体の一部が巻き込まれる等の危険が生ずるおそれがないことが明らかであるため。</p>	<p>(14) コンベヤーには、連続した非常停止スイッチを設け、又は要所ごとに非常停止スイッチを設けること。</p> <p>と規定されておりますので、ご参考にしていただければと思います。</p> <p>(参考) 中央労働災害防止協会ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none">・コンベヤーの安全基準に関する技術上の指針 <p>https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-7/hor1-7-5-1-0.htm</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------